

令和 6 年 度

第 2 回福島市廃棄物減量等推進審議会

日 時 : 令和 6 年 1 1 月 2 8 日 (木)
午後 2 時から
場 所 : 本庁 4 階庁議室

次 第

— 第 2 回審議会 —

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) ごみ減量推進パッケージに関する報告及び意見の聴取・・・P 4

①市廃棄物処理条例の改正案及び開封調査フローについて

②新たなごみ分別区分の名称(案)について

③小型充電式電池の回収開始について

(2) 各委員から提案のあった議題について・・・P 1 2

①キエーロの普及啓発について

②製品プラスチック一括回収について

※11 月南向台地区実証事業の中間報告を含む

(3) 学生に対する啓発について(樋口会長より報告)

4 そ の 他

5 閉 会

福島市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期：令和5年6月3日～令和7年6月2日

氏名	組織	役職	備考
樋口 良之	国立大学法人福島大学 教育研究院	教授	
紺野 幸一	福島市町内会連合会	幹事	旧 嶋原 久
安倍 真知子	JAふくしま未来	部長	
高橋 洋美	福島市婦人団体連絡協議会	副会長	
桃井 三夫	福島県建設業協会県北支部	支部長	
平井 優子	福島市消費者団体懇談会	副会長	
安藤 正希	福島市小中学校PTA連合会	副会長	旧 佐藤 卓宏
宮崎 悦子	福島商工会議所	常任委員	
三島 昭二	福島市衛生団体連合会	会長	
藤田 宏志	環境省東北地方環境事務所 資源循環課	課長	
菅野 智也	福島県県北地方振興局 県民環境部	部長	旧 森谷 隆

福島市出席者名簿

氏名	所属等
齋藤 誠一	環境部長
松崎 剛	環境部次長
梅宮 裕志	環境施設整備室長
黒須 康光	環境課長
蒲倉 博幸	廃棄物対策課長
渡辺 博之	あぶくまクリーンセンター所長
小関 浩	あらかわクリーンセンター所長
根本 裕史	ごみ減量推進課長
後藤 一紀	ごみ減量推進課課長補佐兼清掃管理係長
須田 あい	ごみ減量推進課ごみ減量推進係長
富田 克幸	ごみ減量推進課清掃指導係長
八木澤 光	ごみ減量推進課ふれあい訪問収集係長

(1) ごみ減量推進パッケージに関する報告及び意見の聴取

I 「福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正（案）

① 目的

事業者による家庭用ごみ集積所への不法投棄を防止するとともに市民の分別意識を高めごみの減量及びリサイクルの推進を図るため、開封調査等が可能となる新たな規定を設けることで、もって市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため所要の改正を行う。
併せて、ごみ減量によりCO2排出量を削減し、脱炭素社会の実現に貢献することを目指す。

② 主な改正内容

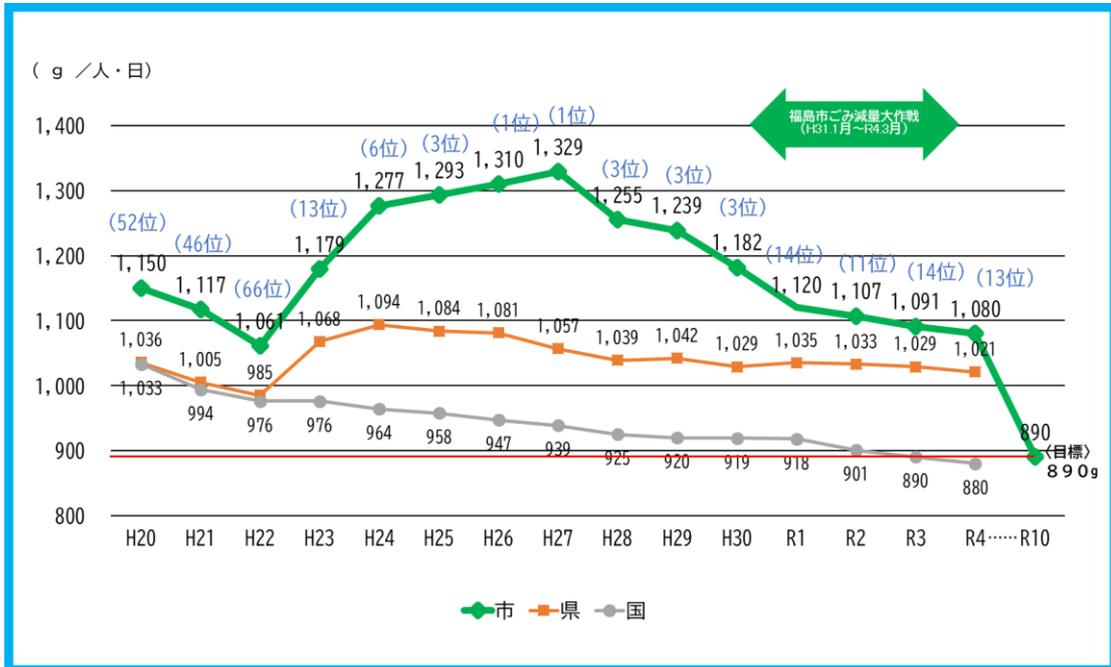
- i ごみの適正排出を「市民の責務」として明確化
- ii 違反ごみ排出者を特定するための「開封調査の実施」
- iii 「改善勧告」に従わない場合に、違反ごみ排出者の「氏名等を公表」

③ 現状

【ごみ排出量】

- ・東日本大震災以降、H27年度をピークにごみ排出量が高止まり状態。
 - ・R10.4月稼働の新あぶくまクリーンセンターは、現状に比べ焼却能力が120t/日へ半減。
 - ・ごみ減量による最終処分場の延命化は、将来世代の負担を減らすために重要。
- ※大館山最終処分場の受入年数は、計画上15年間。

(R4.6月稼働：建設事業費53億3千万円)



【事業者】

- ・ 事業系ごみがごみ集積所へ不法投棄されることによる町内会の管理負担の増。(画像1)
- ・ 中心市街地で大量に排出された生ごみを狙うカラス被害が頻発。(画像2)

※令和5年度事業系ごみに関する指導件数：233件



【市民】

- ・ リサイクル可能な資源物（容器包装プラ、ペットボトル等）が分別されず排出。(画像3)

※令和5年度違反ごみ件数：9,240件

- ・ 穴あけ未処理のスプレー缶、収集できないリチウムイオン電池等が不燃ごみに混入し、収集車両の火災や焼却工場内の発火原因となっている。(画像4)

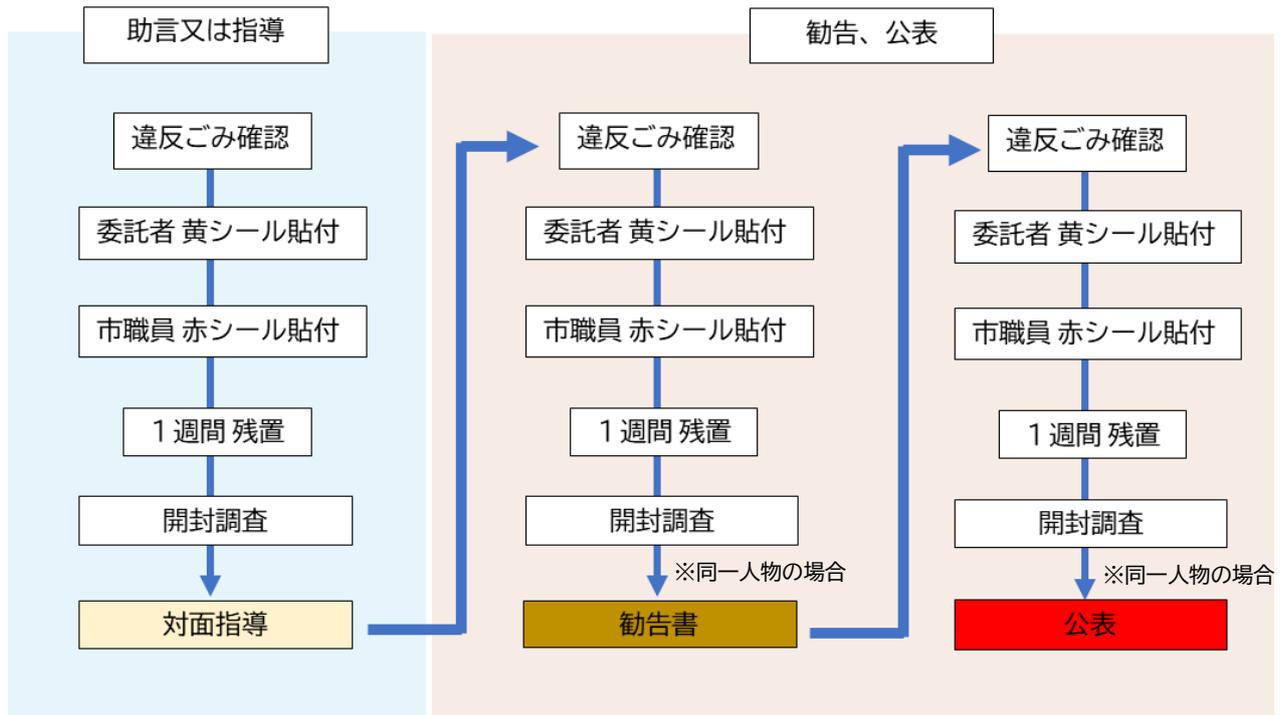
※令和5年度車両火災件数：6件



ごみの不適正排出により想定される主なコスト等

- ・ 対応にあたる職員の人件費 : 約30,000,000円
- ・ 可燃、不燃ごみに混入した資源物売払機会の損失 : 約20,000,000円
- ・ 車両火災による修繕額（1台あたり） : 約3,000,000円

II 事務フロー



① 開封、指導、警告、公表の内容

i 対象となるごみ

- ・ 家庭ごみ

適正な分別がなされていない、市で処分できないごみが混入している等のうち、特に悪質度高いと判断されたごみであって、外見からの情報で排出者が特定できない場合に限定

- ・ 事業系ごみ

大量の生ごみや調味料の容器、毛髪、建築廃材、農業用資材等、通常家庭ごみとして排出されず外形上事業系ごみの可能性が高いごみ。(外形上に関わらず事業者が排出したことが明らかかな場合を含む)

ii 調査体制

- ・ 調査を行う者：市長が指定した市ごみ減量推進課職員
- ・ 開封実施場所：調査者以外の目に触れない閉鎖された場所で実施（市施設内）

iii 公表事項

- ・ 氏名（事業者の場合は、事業者名及び代表者氏名）
- ・ 住所（市民の場合は、住所の一部）
- ・ 警告内容（警告日、違反内容）

iv 公表先

- ・ 市ホームページ（一定期間の公表を想定）

Ⅲ 福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

改正後	改正前	備考欄
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進するとともに、適正な処理の促進に関し、市、事業者及び市民の責務_____を明確にし、生活環境を清潔にすることにより、<u>もって市民の</u>生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(市民の<u>責務</u>) 第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再利用及び分別による排出を図るとともに、その生じた廃棄物をなるべく自ら処理すること等により、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力<u>しななければならない</u>。</p> <p style="text-align: center;">第五章 一般廃棄物の適正処理</p> <p>(排出基準等) 第17条 事業者及び市民は、<u>前条に規定する市の一般廃棄物</u>の処理に際して、市長が定める一般廃棄物の分別の区分及び排出の方法（以下「排出基準」という。）に従って排出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第十章 雑則</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進するとともに、適正な処理の促進に関し、市、事業者及び市民の責務<u>及び役割</u>を明確にし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(市民の<u>役割</u>) 第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再利用及び分別による排出を図るとともに、その生じた廃棄物をなるべく自ら処理すること等により、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力する<u>よう努めるものとする</u>。</p> <p style="text-align: center;">第五章 一般廃棄物の適正処理</p> <p>(排出基準等) 第17条 事業者及び市民は、<u>市が行う家庭系廃棄物</u>の処理に際して、市長が定める一般廃棄物の分別の区分及び排出の方法（以下「排出基準」という。）に従って排出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第十章 雑則</p>	

<p><u>(調査、勧告及び公表)</u></p> <p><u>第52条の2 市長は、第17条第1項又は第21条第2項の規定に違反し廃棄物をごみ集積所に排出した者(以下この条において「違反排出者」という。)を特定するために必要があると認めるときは、市長が指定する職員に、当該廃棄物に関し開封その他の手段により必要な調査をさせるとともに、関係人に対し質問させることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により調査及び質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u></p> <p><u>4 市長は、違反排出者が前条に規定する指導又は助言に従わなかったときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。</u></p> <p><u>5 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u></p>		
--	--	--

②新たなごみ分別区分の名称（案）について

目的：ごみ分別区分を新たな名称とし、資源物から始めるごみの分別を意識づけることで、さらなる資源化の促進及びごみの減量につなげることを目的とする。

i 新たなごみ分別区分の名称（案）

現在	資源物	可燃ごみ（燃やせるごみ）	不燃ごみ（燃やせないごみ）
1	資源物	燃やすしかないごみ	埋め立てるしかないごみ
2	分別ありがとう！資源物	仕方なく燃やすごみ	細かく砕いて埋めるごみ
3	何度も使える資源物	もはや燃やすしかないごみ	埋め立てしても消えないごみ
4	社会を循環！資源物	資源にできない燃やすごみ	燃やすことすらできない埋立ごみ
5	リサイクルできる資源	悔しいけど燃やすしかないごみ	ずっと残る埋立ごみ
6	生まれ変わる資源	自分たちが燃やすごみ	永久不滅ごみ
7	またどこかで会おうね！ 資 you a 源	これ以上分別できない分、 焼却熱を活用するごみ	ごみの墓場、埋立ごみ
8			

ii 今後のスケジュール（予定）

- 令和6年11月28日：廃棄物減量等推進審議会にて意見聴取
- 令和7年 1月：市民参加による投票実施（地区説明会及び市公式SNS等にて投票をよびかけ）
- 令和7年 2月：新たなごみ分別区分の名称 決定
- 令和7年 3月1日～：新たなごみ分別区分の名称 運用開始
- 令和8年 4月～：一般廃棄物処理基本計画で正式名称化

iii 他市の言いかえ事例

都道府県	市町村	資源物	可燃ごみ	不燃ごみ
栃木県	小山市	可燃系資源物／不燃系資源物	もやすしかないごみ	不燃ごみ
東京都	江戸川区	資源	燃やすごみ	燃やせないごみ
神奈川県	川崎市	資源物	普通ごみ	小物金属
静岡県	浜松市	資源物	もえるごみ	もえないごみ
愛知県	豊田市	資源	燃やすごみ	埋めるごみ
京都府	亀岡市	資源ごみ	燃やすしかないごみ	埋立てるしかないごみ
広島県	呉市	資源物	燃えるごみ	燃えないごみ
徳島県	徳島市	プラマーク、缶・びん・ペットボトル、新聞紙、雑誌・段ボール・紙パック	分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ	燃やせないごみ
福岡県	柳川市	可燃性資源物／不燃性資源物	燃やすしかないごみ	不燃粗大
福岡県	北九州市	資源化物	家庭ごみ	家庭ごみ

③小型充電式電池の回収開始について（令和7年3月スタート）10-

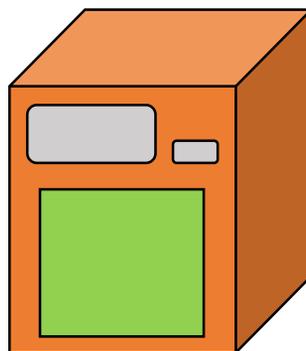
i 新たに回収(リチウムイオン・ニカド・ニッケル水素電池)

モバイルバッテリーなど



小型家電ボックスへ
投入OK!

※**変形**や**膨張**した
小型二次電池類は
①ごみ減量推進課
②クリーンセンター
へ持参してください。

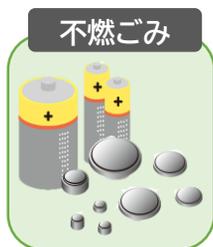


【市内40箇所に設置】

※小型家電リサイクル法対象の現行28品目に加え、モバイルバッテリーや電子タバコなどの**小型二次電池類も新たに回収**します。

ii 資源物として回収(乾電池、コイン・ボタン型電池)

現行



これから

全資源の日（月2回）



他の資源物とは**別袋**で
出してください。

○小型家電回収ボックス設置場所

公共施設 28ヶ所（ボックス設置数29個）
民間商業施設 12ヶ所（ボックス設置数13個）

計 40ヶ所42個

○中核市でリサイクルマークの付いた小型充電式バッテリー（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）回収している自治体

宇都宮市 川崎市 越谷市 柏市 横須賀市 金沢市 岐阜市 岡崎市 豊田市 豊中市
八尾市 寝屋川市 東大阪市 奈良市 和歌山市 鳥取市 倉敷市 呉市 福山市 下関市
高松市 松山市 高知市 久留米市 大分市 宮崎市

○中核市で（一社）JBRCが回収できないリサイクルマークのない小型充電式バッテリー（リチウムイオン電池・ニッケル水素電池・ニカド電池等）や膨らんだバッテリーを回収している自治体

盛岡市 山形市 宇都宮市 川崎市 柏市 横須賀市 金沢市 岐阜市 岡崎市 豊田市 豊中市
寝屋川市 東大阪市 鳥取市 倉敷市 呉市 福山市 高松市 高知市 久留米市 大分市 宮崎市

現行拠点回収リスト（小型家電回収ボックス設置施設）

① 福島市役所（2箇所）	⑳ 茂庭出張所
② あぶくまクリーンセンター	㉑ アクティブシニアセンター アオウゼ
③ あらかわクリーンセンター （2箇所）	㉒ 保健福祉センター
④ 渡利支所	㉓ こむこむ館
⑤ 杉妻支所	㉔ まちなか交流スペース
⑥ 蓬萊支所	㉕ 西口行政サービスコーナー
⑦ 清水支所	㉖ ヘルシーランド福島
⑧ 東部支所・もちずり学習センター	㉗ NCVふくしまアリーナ
⑨ 大波出張所（職員に直接手渡し）	㉘ イオン福島店（2箇所）
⑩ 北信支所・北信学習センター	㉙ カインズホーム福島鎌田店
⑪ 吉井田支所・吉井田学習センター	㉚ カインズホーム方木田店
⑫ 西支所・西学習センター	㉛ コープマートいずみ店
⑬ 土湯温泉町支所	㉜ コープマート笹谷店
⑭ 信陵支所・信陵学習センター	㉝ コープマート新町店
⑮ 立子山支所	㉞ コープマート瀬上店
⑯ 飯坂支所・飯坂学習センター	㉟ コープマート方木田店
⑰ 松川支所・松川学習センター	㊱ コープマートやのめ店
⑱ 信夫支所・信夫学習センター	㊲ ダイユーエイト福島鎌田店
㉑ 吾妻支所・吾妻学習センター	㊳ ダイユーエイト福島黒岩店
㉒ 飯野支所	㊴ ダイユーエイト福島西店

(2) 各委員から提案のあった議題について

委員	議題（案）要旨
平井 優子 委員	<p>①前回紹介のあったキエー口の普及方法を皆様で考えるのはどうでしょうか？ いろいろなイベントに参加し、処理後の過程を見てもらう、モニターを募り実際行ってもらおう・・・etc。</p> <p>②プラスチック一括処理の話を深堀したい。</p>

ーメモー

- 令和6年3月1日 キエー口日記配信開始
・ごみ減量推進課公式Instagramにて、これまでに14件の日記を配信



- 令和6年5月 5日 まちなかこどもの日にてキエー口の普及啓発を実施
・パネル展示
・アンケート調査（キエー口を知っている人の割合：13%※回答者123人）

- 令和6年5月30日 ごみゼロの日「キエー口実演会」（参加者：約15人）
・市役所9階食堂前にて実演会を実施
・5月30日～6月30日まで食堂前に展示

- 令和6年6月 市政だより6月号でキエー口特集記事を掲載

- 令和6年7月 5日 株式会社ダイユーエイトにて「お手軽キエー口セット」販売開始
・公民こねくとを活用し、官民連携により商品化・販売



- 令和6年7月 7日 テレビ市政だよりにてキエー口を紹介

- 令和6年7月28日 キエー口講習会開催（こむこむ） ※市公式YouTubeで配信中！
・講師：松本信夫さん（キエー口考案者）
福田かずみさん（福島市食品ロス削減アドバイザー）
・内容：市民を対象にキエー口の使い方のコツ等を交えた講習会を開催
・参加者：105人

- 令和6年8月29日～9月6日 市役所1階ロビーにてキエー口展示を実施

- 令和6年10月1日 キエー口動画配信開始

- 令和6年10月 6日 環境フェスタにてキエー口の広報を実施
・パネル展示、動画の放映
・アンケート調査（キエー口を知っている人の割合：47.8%※回答者69人）

<別紙> ②製品プラ実証事業の報告について（速報値） - 14 -

実施期間：令和6年11月の第1～4の火曜日(5日・12日・19日・26日)

実施場所：南向台地区（ごみ集積所18箇所）

対象世帯数：1,181世帯

対象人数：2,812人

i 11/5実施分

- ・回収総量：1,140kg
- ・調査重量：71.7kg
- ・製品プラ重量（割合）：38.3kg（比率53.5%）
- ・製品プラ容積（割合）：0.70m³（比率34.5%）
- ・製品プラ内容：風呂桶、おもちゃなど
- ・不適物内容：ペットボトル、びん、缶、ゲーム機コントローラー（小型二次電池内蔵）

<参考>

富山市において実施した実証実験結果
回収物のうち製品プラの割合：約20～30%

ii 11/12実施分

- ・回収総量：700kg
- ・調査重量：54.5kg
- ・製品プラ重量（割合）：21.5kg（比率39.5%）
- ・製品プラ容積（割合）：0.51m³（比率30.5%）
- ・製品プラ内容：衣装ケース、文具ケース、蛍光灯の傘、クリアファイル、PPバンドなど
- ・不適物内容：ペットボトル、びん、内容物の入った製品プラ（シャンプー）など

iii 11/19実施分

- ・回収総量：680kg
- ・調査重量：56.0kg
- ・製品プラ重量（割合）：21.6kg（比率38.5%）
- ・製品プラ容積（割合）：0.42m³（比率25.5%）
- ・製品プラ内容：ガン消し、ビニール手袋、CD、ごみ箱、タッパーなど
- ・不適物内容：ペットボトル、60cm以上のもの（粗大ごみ）など



製品プラ一例（クリアファイル、PPバンド）



不適物一例（ペットボトル、びん、内容物の入った製品プラ（シャンプー））

